

鳥取県立鳥取看護専門学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第10号

鳥取県立鳥取看護専門学校学則の一部を改正する規則

第1条 鳥取県立鳥取看護専門学校学則（昭和52年鳥取県規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下この条において「移動条項等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下この条において「移動後条項等」という。）が存在する場合には、当該移動条項等を当該移動後条項等とし、移動条項等に対応する移動後条項等が存在しない場合には、当該移動条項等（以下この条において「削除条項等」という。）を削り、移動後条項等に対応する移動条項等が存在しない場合には、当該移動後条項等（以下この条において「追加条項等」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下この条において「追加別表細目」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び削除条項等を除く。以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条項等並びに追加別表細目を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下この条において「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後					改正前				
目次					目次				
第1章 略					第1章 略				
第2章 課程、学科、定員、 <u>修業年限及び在学することができる期間</u> （第2条）					第2章 課程、学科、定員及び <u>修業年限</u> （第2条）				
第3章及び第4章 略					第3章及び第4章 略				
第5章 <u>単位の認定及び卒業</u> （第7条 第9条）					第5章 <u>進級及び卒業</u> （第7条 第9条）				
第6章～第9章 略					第6章～第9章 略				
第10章 職員組織（第23条・ <u>第24条</u> ）					第10章 職員組織（第23条）				
第11章 雑則（ <u>第25条</u> ）					第11章 雑則（ <u>第24条</u> ）				
附則					附則				
第2章 課程、学科、定員、 <u>修業年限及び在学することができる期間</u>					第2章 課程、学科、定員及び <u>修業年限</u>				
第2条 学校の課程、学科、定員、 <u>修業年限及び在学することができる期間</u> は、次のとおりとする。					第2条 学校の課程、学科、定員及び <u>修業年限</u> は、次のとおりとする。				
課程	学科	定員	修業年限	在学することができる期間	課程	学科	定員	修業年限	
		総定員	1学年の				総定員	学年定員	

			入学定員		
専門 課程	看護 学科	120人	40人	3年	6年(転入により、第2学年に入学する者にあつては5年、第3学年に入学する者にあつては4年)

(休業日)

第5条 学校の休業日は、次のとおりとする。

(1)及び(2) 略

(3) 夏季、冬季及び春季において、学年を通じ12週間を超えない範囲で校長(鳥取県事務処理権限規則(平成8年鳥取県規則第32号)第6条第1項の規定により知事の権限に属する事務の委任を受けた学校の長をいう。以下同じ。)が定める日

(4) 前3号に定めるもののほか、校長が定める日

2 校長は、教育上必要があると認めるときは、前項第1号から第3号までに掲げる休業日を変更することができる。

(教育内容等)

第6条 教育内容、授業科目及び単位数は、別表第1のとおりとする。

2 学年ごとの教育内容、授業科目及び単位数は、校長が別に定める。

(単位計算方法)

第6条の2 単位の計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することとし、授業の方法に応じ次の基準によるものとする。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で校長が別に定める時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、校内実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で校長が別に定める時間の授業をもって1単位とする。

(3) 略

第5章 単位の認定及び卒業

(単位の修得の認定)

専門 課程	看護 学科	120人	40人		3年

(休業日)

第5条 学校の休業日は、次のとおりとする。

(1)及び(2) 略

(3) 夏季、冬季及び春季において、学年を通じ12週間を超えない範囲で知事が定める日

(4) 前3号に定めるもののほか、知事が定める日

2 知事は、教育上必要があると認めるときは、前項第1号から第3号までに掲げる休業日を変更することができる。

(授業科目等)

第6条 授業科目及び単位数は、別表第1のとおりとする。

2 学年ごとの授業科目及び授業時数は、別に定める。

(単位計算方法)

第6条の2 単位の計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することとし、授業の方法に応じ次の基準によるものとする。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、校内実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって1単位とする。

(3) 略

第5章 進級及び卒業

(単位の修得の認定)

第7条 略

2及び3 略

4 前3項に定めるもののほか、単位の修得の認定に関し必要な事項は、校長が別に定める。

(入学前の既修得単位の認定)

第8条 校長は、学校に入学する前に次に掲げる大学等において修得した単位について、学校における教育内容に相当すると認めるときは、校長が別に定めるところにより、学科の全単位数の2分の1を超えない範囲で、これを学校において修得したものとして認定することができる。

(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学若しくは高等専門学校又は旧大学令(大正7年勅令第388号)に基づく大学

(2) 保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第21条第1号の規定により指定されている学校又は同条第2号の規定により指定されている看護師養成所

(3) 歯科衛生士法(昭和23年法律第204号)第12条第1号の規定により指定されている歯科衛生士学校又は同条第2号の規定により指定されている歯科衛生士養成所

(4) 診療放射線技師法(昭和26年法律第226号)第20条第1号の規定により指定されている学校又は診療放射線技師養成所

(5) 臨床検査技師等に関する法律(昭和33年法律第76号)第15条第1号の規定により指定されている学校又は臨床検査技師養成所

(6) 理学療法士及び作業療法士法(昭和40年法律第137号)第11条第1号若しくは第2号の規定により指定されている学校若しくは理学療法士養成施設又は同法第12条第1号若しくは第2号の規定により指定されている学校若しくは作業療法士養成施設

(7) 視能訓練士法(昭和46年法律第64号)第14条第1号又は第2号の規定により指定されている学校又は視能訓練士養成所

(8) 臨床工学技士法(昭和62年法律第60号)第14条第1号から第3号までの規定により指定されている学校又は臨床工学技士養成所

(9) 義肢装具士法(昭和62年法律第61号)第14条

第7条 略

2及び3 略

(入学前の既修得単位の認定)

第7条の2 大学(短期大学を含む。以下同じ。)を卒業した者又は社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第39条第1号から第3号までのいずれかに該当する者で、新たに学校に入学した生徒が、大学又は同条第1号から第3号までに規定する施設において修得した単位について、教育上有益と認めるときは、別に定めるところにより、これを学校において修得したものとして認定することができる。

第1号から第3号までの規定により指定されている学校又は義肢装具士養成所

(10) 救急救命士法（平成3年法律第36号）第34条第1号、第2号又は第4号の規定により指定されている学校又は救急救命士養成所

(11) 言語聴覚士法（平成9年法律第132号）第33条第1号から第3号まで又は第5号の規定により指定されている学校又は言語聴覚士養成所

2 校長は、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第39条第1号の規定に該当する者が、学校に入学する前に同号の規定により指定されている学校又は養成施設において修得した単位（社会福祉士介護福祉士学校養成施設指定規則（昭和62年厚生省令第50号）別表第4基礎分野の項に掲げるものに限る。）について、学校における教育内容に相当すると認めるときは、校長が別に定めるところにより、これを学校において修得したものととして認定することができる。

(卒業)
第9条 校長は、第2条に規定する修業年限以上在学し、かつ、全単位を修得した生徒に対して卒業の認定を行い、卒業証書（様式第1号）を授与する。

2 前項の規定により卒業の認定を受けた者は、専門士（看護専門課程）と称することができる。

(入学資格)
第10条 学校に入学することができる者は、学校教育法第90条第1項に規定する者とする。

(入学志願手続)
第11条 学校への入学を志願する者（以下「入学志願者」という。）は、所定の期日までに、入学願書（様式第2号）に別表第2に定める書類を添えて校長に提出しなければならない。

(入学選抜試験)
第11条の2 略

2 前項の規定により修得したものととして認定することができる単位は、基礎分野の範囲のみとする。

(進級)

第8条 学年の進級の認定は、学年の単位の修得の状況に基づいて行う。

(卒業)

第9条 全単位を修得した生徒に対しては、卒業証書（様式第1号）を授与する。

(入学資格)

第10条 学校に入学することができる者は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条第1項に規定する者とする。

(入学志願手続)

第11条 学校への入学を志願する者（以下「入学志願者」という。）は、所定の期日までに、入学願書（様式第2号）に別表第2に定める書類を添えて知事に提出しなければならない。

(入学選抜試験)

第11条の2 略

2 前項の入学選抜試験は、筆記試験及び口述試験とする。

3 前項に定めるもののほか、入学選抜試験に関し必要な事項は、校長が別に定める。

(入学の許可)

第12条 略

2 入学の許可を受けようとする者は、入学許可願(様式第2号の2)を校長に提出しなければならない。

3 校長は、前項の入学許可願の提出があった場合において、支障がないと認めるときは、当該入学許可願を提出した者に対し入学の許可をするものとする。

4 校長は、前項の規定により入学の許可をしたときは、入学許可書(様式第2号の3)をその者に交付するものとする。

(入学手続)

第13条 入学の許可を受けた者は、所定の期日までに、次に掲げる書類を校長に提出しなければならない。

(1)及び(2) 略

2 略

(転入による入学)

第13条の2 校長は、第8条第1項各号に掲げる大学等からの転入による入学を希望する者があるときは、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当すると認める場合に限り、その者に対し入学の許可をすることができる。この場合において、第11条及び第11条の2の規定は、適用しない。

(1) 当該大学等の学習内容等が学校の教育内容等に相当するとともに、その者の当該大学等における履修状況が学校の生徒の履修状況と同程度であること。

(2) 学校の定員に欠員を生じていること。

2 前項前段の規定による入学の許可を受けた者の学習内容、既に修得した単位数及び授業時数の取扱い並びに在学すべき年数については、校長が決定する。

3 第1項前段の規定により入学の許可を受けようとする者は、転入学許可願(様式第3号の2)に別表第2に定める書類を添えて校長に提出しなければならない。

2 前項の入学選抜試験は、学科試験及び面接試験とする。

3 前項に定めるもののほか、入学選抜試験に関し必要な事項は、別に定める。

(入学の許可)

第12条 略

2 入学の許可を受けようとする者は、入学許可願(様式第2号の2)を知事に提出しなければならない。

3 知事は、前項の入学許可願の提出があった場合において、支障がないと認めるときは、当該入学許可願を提出した者の入学を許可するものとする。

4 知事は、前項の規定により、入学許可願を提出した者の入学を許可したときは、入学許可書(様式第2号の3)をその者に交付するものとする。

(入学手続)

第13条 入学を許可された者は、所定の期日までに、次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

(1)及び(2) 略

2 略

(誓約書の提出)

第14条 生徒は、保証人に変更があったときは、直ちに、その変更後の保証人が連署した誓約書（様式第4号）を校長に提出しなければならない。

(住所の変更等の届出)

第15条 生徒は、その住所若しくは氏名又は保証人の住所若しくは氏名に変更があったときは、直ちに、その旨を校長に届け出なければならない。

(休学及び退学)

第16条 条例第6条第1項の規定による休学（以下単に「休学」という。）又は退学をしようとする者は、休学願（様式第5号）又は退学願（様式第6号）を校長に提出しなければならない。

2 校長は、前項の休学願の提出があったときは、休学の許可に必要な限度において、生徒に対し、医師の診断書その他必要と認める書類の提出又は報告を求めることができる。

3 休学の許可の期間は、1年以内でなければならない。ただし、特別の理由により必要があると認めるときは、その期間を1年を超えない範囲内で更新することができる。

4 休学の期間は、通算して2年以内とし、在学することができる期間に参入しないものとする。

(転学)

第17条 他の看護師等養成所（保健師助産師看護師法施行令（昭和28年政令第386号）第11条に規定する看護師等養成所をいう。）に転学をしようとする者は、転学願（様式第6号の2）を校長に提出しなければならない。

(復学)

第18条 条例第6条第2項の規定による復学をしようとする者は、復学願（様式第7号）を校長に提出しなければならない。

2 校長は、前項の復学願の提出があったときは、復学の許可に必要な限度において、生徒に対し、医師の診断書その他必要と認める書類の提出又は報告を求めることができる。

(誓約書の提出)

第14条 生徒は、保証人に変更があったときは、直ちに、その変更後の保証人が連署した誓約書（様式第4号）を知事に提出しなければならない。

(住所の変更等の届出)

第15条 生徒は、その住所若しくは氏名又は保証人の住所若しくは氏名に変更があったときは、直ちに、その旨を知事に届け出なければならない。

(休学及び退学)

第16条 条例第6条第1項の規定による休学（以下単に「休学」という。）又は退学をしようとする者は、休学願（様式第5号）又は退学願（様式第6号）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の休学願の提出があったときは、休学の許可に必要な限度において、生徒に対し、医師の診断書その他必要と認める書類の提出又は報告を求めることができる。

3 休学の許可の期間は、1年以内でなければならない。ただし、特別の理由により必要があると認めるときは、その期間を更新することができる。

(復学)

第17条 条例第6条第2項の規定による復学をしようとする者は、復学願（様式第7号）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の復学願の提出があったときは、復学の許可に必要な限度において、生徒に対し、医師の診断書その他必要と認める書類の提出又は報告を求めることができる。

第18条 削除

(授業料の納付)

第18条の2 略

2 月の中途に休学し、復学し、退学し、又は転学した者は、当該休学、復学、退学又は転学の日の属する月分の授業料を納付しなければならない。この場合において、月の中途に復学した者に係る当該月分の授業料は、前項の規定にかかわらず、当該復学の日から10日以内に納付しなければならない。

(授業料等の減免)

第18条の5 条例第5条の規定による授業料、入学料及び入学選抜手数料の減免は、災害その他の理由により授業料、入学料及び入学選抜手数料の納付が困難であると認められる者又は鳥取県立倉吉総合看護専門学校から転入による入学をする者について行うものとする。

2 授業料、入学料又は入学選抜手数料の減免を受けようとする者は、授業料等減免申請書(様式第7号の2)にその理由を証明する書類を添えて校長に提出しなければならない。

第7章 表彰

第19条 校長は、学業成績が優秀で品行が方正であり、かつ、他の生徒の模範となると認められる生徒があるときは、これを表彰することができる。

第21条 校長は、生徒に対し、年1回以上健康診断を行わなければならない。

第22条 略

2 寄宿舍に入舎しようとする者は、入舎願(様式第8号)を校長に提出し、その許可を受けなければならない。

3 前項に定めるもののほか、寄宿舍の管理運営に関し必要な事項は、校長が別に定める。

(職員)

第23条 学校に、校長、副校長、教務主幹、教務主任、講師、事務職員その他の職員を置く。

(会議)

第24条 学校の円滑な運営を図るため運営会議その他の必要な会議を設ける。

(授業料の納付)

第18条の2 略

2 月の中途に休学し、復学し、又は退学した者は、当該休学、復学又は退学の日の属する月分の授業料を納付しなければならない。この場合において、月の中途に復学した者に係る当該月分の授業料は、前項の規定にかかわらず、当該復学の日から10日以内に納付しなければならない。

(授業料等の減免)

第18条の5 条例第5条の規定による授業料、入学料及び入学選抜手数料の減免は、災害その他の理由により授業料、入学料及び入学選抜手数料の納付が困難であると認められる者について行うものとする。

2 授業料、入学料及び入学選抜手数料の減免を受けようとする者は、授業料等減免申請書(様式第7号の2)にその理由を証明する書類を添えて知事に提出しなければならない。

第7章 表彰

(表彰)

第19条 知事は、学業成績が優秀で品行が方正であり、かつ、他の生徒の模範となると認められる生徒があるときは、これを表彰することができる。

第21条 知事は、生徒に対し、年1回以上健康診断を行わなければならない。

第22条 略

2 寄宿舍に入舎しようとする者は、入舎願(様式第8号)を知事に提出し、その許可を受けなければならない。

3 前項に定めるもののほか、寄宿舍の管理運営に関し必要な事項は、別に定める。

(職員)

第23条 学校に、校長、教務主任、講師その他の職員を置く。

2 前項の会議の組織及び運営に関し必要な事項は、
校長が別に定める。

第11章 雑則

(委任)

第25条 この規則の施行に関し必要な事項は、校長が
 別に定める。

別表第2 (第11条、第13条の2関係)

(1)~(3) 略

(4) その他校長が必要と認める書類

様式第1号 (第9条関係)

年 月 日	修了したことを認める	鳥取県立鳥取看護専門学校 専攻課程看護学科の課程を 修了したことを証し、専門士 (看護専門課程)と称する	第 号 卒 業 証 書
職 氏 名 印		年 月 日生	

様式第7号 (第18条関係) 略

第11章 雑則

(委任)

第24条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定
 める。

別表第2 (第11条関係)

(1)~(3) 略

様式第1号 (第9条関係)

年 月 日	修了したことを証し、専門士と称することを認める	鳥取県立鳥取看護専門学校 専攻課程看護学科の課程を 修了したことを証し、専門士と 称することを認める	第 号 卒 業 証 書
職 氏 名 印		年 月 日生	

様式第7号 (第17条関係) 略

第2条 鳥取県立鳥取看護専門学校学則の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第6条関係)

教育内容、授業科目及び単位数

教育内容	科目名	単位数
基礎	物理学	1
	情報科学	1

分野	人間と生活・社会の理解	文章表現法	1	
		文学	1	
		哲学	1	
		心理学	1	
		家族論	1	
		英語	1	
		英語会話	1	
		英語会話	1	
		コミュニケーション論	1	
		保健体育	1	
		レクリエーション	1	
小 計			13	
専門基礎分野	人体の構造と機能	解剖生理学	解剖学	2
		解剖生理学	生理学	2
		生化学		1
		栄養学		1
		栄養学	食事療法	1
	疾病の成り立ちと回復の促進	微生物学		1
		病態学	病理学	1
		病態治療学	循環、呼吸	1
		病態治療学	血液、消化器、腎・泌尿器	1
		病態治療学	代謝、脳神経	1
		病態治療学	運動、生殖、感覚器	1
		病態治療学	小児、母性	1
		病態治療学	精神	1
	健康支援と社会保障制度	薬理学		1
		保健医療論		1
		健康支援と保健活動		1
		社会福祉		1
関係法規		看護と医療安全	1	
関係法規		医療と法律	1	
ボランティア活動			1	
小 計			22	
専門分野	基礎看護学	看護学概論		1
		看護の理論		1
		看護基本技術	安全・安楽の技術	1
		看護基本技術	人間関係を築く技術	1
		看護基本技術	フィジカルアセスメント	1
		日常生活の援助技術		2
		日常生活の援助技術		1
		診療検査に伴う援助技術		2
		臨床看護総論		1
		看護過程		1
	臨地実習	基礎看護学	基礎看護学実習	
基礎看護学実習				2

	小 計		15		
専 門 分 野	成人看護学	成人看護学概論	1		
		成人看護援助論	健康危機状況	1	
		成人看護援助論	セルフマネジメント	1	
		成人看護援助論	セルフケアの再構築	1	
		成人看護援助論	緩和ケア・クリティカルケア	1	
		成人看護援助論	看護過程	1	
	老年看護学	老年看護学概論		1	
		老年看護援助論	高齢者の日常生活援助技術	1	
		老年看護援助論	高齢者の健康障害時の看護	1	
		老年看護援助論	看護過程	1	
	小児看護学	小児看護学概論		1	
		小児看護援助論	小児の看護技術	1	
		小児看護援助論	健康段階に応じた小児と家族の看護	1	
		小児看護援助論	看護過程	1	
	母性看護学	母性看護学概論		1	
		母性看護援助論	ヘルスプロモーション	1	
		母性看護援助論	妊娠・分娩・産褥 ^{じよく} 、新生児の看護	1	
		母性看護援助論	看護過程	1	
	精神看護学	精神看護学概論		1	
		精神看護援助論	精神保健	1	
		精神看護援助論	精神に障害を持つ人と家族の援助	1	
		精神看護援助論	看護過程	1	
	臨地実習	成人看護学	成人看護学実習	周手術期	2
			成人看護学実習	急性期、回復期	2
			成人看護学実習	慢性期、終末期	2
		老年看護学	老年看護学実習		2
			老年看護学実習		2
		小児看護学	小児看護学実習		2
母性看護学		母性看護学実習		2	
精神看護学		精神看護学実習		2	
小 計		38			
統 合 分 野	在宅看護論	在宅看護概論		1	
		在宅看護援助論	在宅看護技術	2	
		在宅看護援助論	看護過程	1	
	看護の統合と実践	看護の統合と実践	日常生活の援助と安全	1	
		看護の統合と実践	診療検査に伴う技術と安全	1	
		看護研究		1	
		看護管理		1	
	臨地実習	在宅看護論	在宅看護論実習		2
		看護の統合と実践	統合実習		2
	小 計		12		
合 計		100 (3,015)			

備考 ()内は時間数

様式第3号の次に次の1様式を加える。

様式第3号の2（第13条の2関係）

<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">収入証紙はり付け欄（消印しないこと。）</div>	
<p>転入学許可願</p>	
<p>職 氏 名 様</p>	
<p>下記の理由により転入による入学をしたいので、許可して下さるようお願いします。</p>	
<p>年 月 日</p>	
<p>本人住所 氏名 ⑩</p> <p>保護者住所 氏名 ⑩</p>	
<p>記</p>	
<p>入学を希望する理由</p>	
<p>入学を希望する期日</p>	<p>年 月 日</p>

様式第6号の次に次の1様式を加える。

様式第6号の2（第17条関係）

<p>転学願</p>	
<p>職 氏 名 様</p>	
<p>下記の理由により転学したいので、許可して下さるよう保証人と連署してお願いします。</p>	
<p>年 月 日</p>	
<p>本人住所 氏名 ⑩</p> <p>保証人住所 氏名 ⑩</p> <p>保証人住所 氏名 ⑩</p>	
<p>記</p>	

転学先	
転学を希望する理由	
転学を希望する期日	年 月 日

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。ただし、附則第4項の規定は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の鳥取県立鳥取看護専門学校学則(以下「新規則」という。)第6条及び別表第1の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後に鳥取県立鳥取看護専門学校(以下「学校」という。)に入学する者(転入により第2学年又は第3学年に入学する者(以下「中途入学者」という。))を除く。)について適用し、施行日前に学校に在学している者及び中途入学者については、なお従前の例による。

(経過措置)

3 施行日の前日に学校の第1学年に在学している者で第1学年において修得すべき単位を修得していないものに係る教育課程については、校長が別に定める。

(準備行為)

4 入学前の既修得単位の認定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

(休学の期間の計算に係る経過措置)

5 施行日の前日に学校を休学している者に係る施行日前の休学の期間については、新規則第16条第4項の規定は、適用しない。